

2021（令和3）年度  
自己点検評価書  
[学長戦略室 評価部門]

亀田医療大学



## 目 次

基準 1. 使命・目的等	1
基準 2. 学生	6
基準 3. 教育課程	16
基準 4. 教員・職員	22
基準 5. 経営・管理と財務	27
基準 6. 内部質保証	33

## 基準 1. 使命・目的等

### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

#### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

#### 1-1-② 簡潔な文章化

#### 1-1-③ 個性・特色の明示

#### 1-1-④ 変化への対応

##### (1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

##### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

##### [使命・目的及び教育目的を学則などに具体的に明文化しているか]

本学部の使命・目的は、教育基本法及び学校教育法の精神に則るとともに、本法人の理念（使命）に基づき定められており、「亀田医療大学学則」第 1 条において、「亀田医療大学は、教育基本法及び学校教育法に則り、保健医療福祉分野における学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開できる専門職者を育成することを目的とする。」と明記している。

そして、「7つの実践力」獲得を教育目的に定め、基準 2 で述べるアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーに反映している。

大学院も学部同様、使命・目的及び教育目的を「亀田医療大学院学則」第 1 条において、「亀田医療大学大学院 は、看護医療分野に関する学術の理論及び応用を教授研究し、深い学識及び卓越した教育・研究・実践能力を培い、看護学及び医科学の発展と地域社会における人々の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。」と明記し、基準 2 で述べるアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーに反映している。

#### 1-1-② 簡潔な文章化

##### [使命・目的及び教育目的をわかりやすく簡潔に文章化しているか]

使命・目的及び教育目的は、学則、大学院学則、学生便覧、大学ホームページ、大学ガイドブック等に簡潔な文章で明示している。

#### 1-1-③ 個性・特色の明示

##### [使命・目的及び教育目的に大学の個性・特色を反映し、明示しているか]

本学は、世界有数の医療機関である亀田グループの一員として医療専門職の育成とその地位向上を志し、開学以来、医療の高度化・専門化に対応できる高い技術と知識、優れた判断力と教養を併せ持ち、指導者となり得る人材を育成している。

こうした医療機関との連携による恵まれた実習環境、国際化、細やかな学生サポートを

個性・特色として有する大学であり、ホームページやガイドブックにおいて、これらについて詳しい解説を加えて、明示している。

#### 1-1-④ 変化への対応

**[社会情勢などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育目的の見直しなどを行っているか]**

本学は法令改正や様々な社会情勢、大学を取り巻く状況の変化に対応すべく、学長のリーダーシップのもと運営会議、教授会、大学院教授会、学科会議、大学院研究科委員会をはじめ学内に設置された委員会において審議し、必要な改正を行う体制を整えている。

#### (3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

現状に基づき、維持・向上を図る。

### 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

#### 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

#### 1-2-② 学内外への周知

#### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

#### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

#### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

##### (1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

##### (2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

**[使命・目的及び教育目的の策定並びに見直しに役員、教職員が関与・参画しているか]**

学校法人鉄蕉館の使命・目的等は、学校法人鉄蕉館 寄附行為第 3 条に「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、有能な人材を育成することを目的とする」と明示されている。また、亀田医療大学学則第 1 章第 1 条においては「亀田医療大学は、教育基本法及び学校教育法に則り、保健医療福祉分野における学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開できる専門者を育成することを目的とする。」と規定、さらに、亀田医療大学大学院学則第 1 章第 1 条では「亀田医療大学大学院は、看護医療分野に関する学術の理論及び応用を教授研究し、深い学識及び卓越した教育・研究・実践能力を培い、看護学及び医科学の発展と地域社会における人々の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。」と規定しており、それぞれに目的を明記している。また、役員、教職員協働のもと、経営会議、理事会、評議員会等の審議を経て策定された本法人の「第二期中期計画(2021-2025)」、「2021（令和 3）年度事業計画書」及び「2021（令和 3）年度事業報告書」にも冒頭に本法人の基本理念、使命・目的等が明記されている。さらに、シラバス、学生便覧、本学公式ホームページなどにも教育理念、方針・教育目的等が掲げられ、役員、教職員共通の認識、支持を得ていると言える。

## 1-2-② 学内外への周知

### [使命・目的及び教育目的をどのように学内外に周知しているか]

公表すべき事項について、本学では学校教育法施行規則（第 172 条第 2 項）等の規則に規定されている事項のほか、自主的な情報公開に努めている。大学の使命・目的等は学則、大学案内、学生便覧、学生募集要項等に明記されており、本学公式ホームページ等 Web 公開等を通じ、教職員だけではなく学生、保護者、入学・受験希望者など全てのステークホルダー及び広く社会に対し周知を図っている。

## 1-2-③ 中長期的な計画への反映

### [使命・目的及び教育目的を中長期的な計画に反映しているか]

2021 年度、学校法人鉄蕉館では「第二期中期計画(2021-2025)」を策定、冒頭に本法人の基本理念、使命・目的等を明記、向こう 5 年間の具体的な計画、戦略を掲げた。本法人の 5 つの重点戦略である「1.ガバナンスとコンプライアンスの徹底」、「2.ニューノーマル時代の新しいキャンパス創出」、「3.社会連携、社会貢献の積極的な推進」、「4.亀田グループとの共創」、「5.収容定員の検討ならびに今後の展開」を基に、大学における学生、教育課程、教員・職員、内部質保証について具体的な重点戦略を打ち出した。江戸時代末期に長崎で蘭学を学んだ後、当地域に「鉄蕉館」を開設、南房総の医療、看護教育の礎を築いた亀田自澄の「進取の気性」に基づく理念、使命・目的等は、中長期的な計画のみならず、本法人各所にて常に反映されている。

## 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

### [使命・目的及び教育目的を三つのポリシーに反映しているか]

本学の基本理念である「HEART」〈Humanity：人間への愛と尊厳、Empowerment：個人に内在する力の向上、Autonomy：自律性と専門性、Reason：理性、Team：チーム医療〉及び使命・目的等を反映した 3 つの方針であるアドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを大学、大学院看護学研究科それぞれのシラバスに明記している。

#### (1) アドミッション・ポリシー

##### 【看護学部】（2020～2021 年度入学生用）

「本学では、多様な専門職との協働により、看護の対象となる人々に包括的な看護実践を提供する能力を有する人材を育成します。そのため、入学生には次のような資質を求めます。従って、基礎的な学力と対人関係を重視した選抜を行います。」と明記され、「1.人間の尊厳を守り、人々の多様性を理解できる人」等、4 項目の資質を求め、選抜を行っている。

##### 【大学院看護学研究科】

「本大学院におけるアドミッション・ポリシーを以下のような 4 点とし、入学時にこれらの要件を満たすと判断できる人を入学対象者として選抜する。」と明記され、「1.高い倫理観のもとに、施設内及び地域における高度の看護実践を志す者」等、4 項目の資質を求め、選抜を行っている。

(2) ディプロマ・ポリシー

【看護学部】(2020～2021年度入学生用)

「本学では、所定の年限を在学し、看護学部看護学科が定める基礎教養分野及び、専門分野に関する科目に合格し、所定の単位を修得した以下の要件を満たす人に学士(看護学)の学位を授与します。」と明記され、「1.人間への深い理解と高い倫理観を持ち、援助的な人間関係を築き、対象の主体性を尊重した看護を実践できる。」等、6項目の要件を明示している。

【大学院看護学研究科】

「本大学院では、以下の5つの能力をディプロマ・ポリシーとして掲げ、看護に関する実践及び教育・研究を推進できる人材の育成を目的としている。」と明記され、「1.高い倫理観に基づいた看護職としてのリーダーシップがとれる。(Humanity)」等、5項目を要件として記載し、「看護管理学領域」、「実践看護学領域」及び「ウイメンズヘルス・助産学領域」以上3領域のディプロマ・ポリシーをそれぞれ明示している。

(3) カリキュラム・ポリシー

【看護学部】(2020～2021年度入学生用)

『本学では「HEART」の理念に基づき教養豊かな社会人・医療人としての看護師を育てるカリキュラムを実施します。各科目の編成は、あらゆる対象に向けた包括的看護実践能力を育むために、ディプロマ・ポリシーで示す目標の達成を目指し基礎教養分野、専門基礎分野、看護専門分野で構成しています。』と明記され、「1.看護職として課題探求能力や幅広い一般教養を兼ね備えた人材を育成するために、1年次基礎教養分野での科目を多く配置し、汎用的技能や態度・指向性を高めるためのゼミナール学習を含んだ科目を配置しています。」等、4つの項目を明示している。

【大学院看護学研究科】

「本大学院は、看護管理学領域、実践看護学領域(実践研究コース、高度実践看護師コースから成る)、ウイメンズヘルス・助産学領域の3つを置き、教育・研究能力を有する実践者を以下の方針に基づいて育成する。」と明記され、『1.多面的な視野から看護学を学ぶための共通科目10科目を置き、その内の「看護研究」及び「看護倫理」を含む14単位を履修する。なお、高度実践看護師コースの者は、「看護倫理」、「看護研究」、「コンサルテーション論」「看護教育論」「看護倫理」「看護管理論」の中から8単位以上を履修するとともに、「フィジカルアセスメント」「病態生理学」「臨床薬理学」6単位を必ず履修する。」等、5つの方針を記載、「看護管理学領域」、「実践看護学領域」及び「ウイメンズヘルス・助産学領域」以上3領域のカリキュラム・ポリシーをそれぞれ明示している。

### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

#### **[使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科等の教育研究組織を整備しているか]**

使命・目的等を果たすため、本学では看護学部看護学科に9つの専門領域を設置し、2020年度には保健師養成課程を併設、各領域の教員が自らの専門授業科目について学生に教授している。一方、大学院看護学研究科(修士課程)では3つの専門領域を設置しており、看

護管理学領域、実践看護学領域及びウィメンズヘルス・助産学領域の3つの専門領域を擁しているが、実践看護学領域では2021年度に高度実践看護師養成課程(がん看護学、精神看護学)を開設、専門看護師(CNS)教育をスタートさせ、2023年度には同領域にクリティカルケア看護学及びエンドオブライフケア学を開設予定である。前述施設のみならず、図書館、総合研究所(臨床研究支援室、生命倫理研究室)、地域連携・生涯学習センター等、使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織を整備している。また、2021年度、本学教授が同病院の看護部長に就任したことから、本学教員と亀田総合病院看護部による「亀田医療大学－亀田総合病院看護部連絡会」での情報交換もより緊密なものとなり、今後、学生、大学院生、教員、病院職員等、双方の継続的な臨床・看護研究支援が期待される。

### (3) 1-2の改善・向上方策(将来計画)

2021年度策定された「第二期中期計画(2021-2025)」及び「亀田医療大学ガバナンスコード〈第1版〉」の中長期計画に基づき、教職員が情報を共有、各部門にて協働し、亀田総合病院及び関連施設等と連携強化を図りながら教育の質を担保し、教育研究成果を地域社会に還元すべく計画策定内容の実現に努めてゆく。

### 【基準1の自己評価】

学校法人鉄蕉館の使命・目的及び教育目標は明確かつ具体的であり、簡潔な文章で表現されており、本法人の歴史地域特性に基づいた本法人ならではの個性・特色を含んでいる。本法人及び本学は学生、保護者、役員、教職員はもとより、卒業生や地域・社会などの多様なステークホルダーに支えられる存在であることから、学生向けのVOICEボックスの設置、学生生活満足度・実態調査をはじめ、保護者懇談会、理事会・評議員会、経営会議、学内の各会議・委員会、同窓会等を通じ、幅広く学内外の声に耳を傾けながら、ホームページ等の広報を通じ公共・透明性を担保し、理解と支持を得ている。

2021年度、本法人は「第二期中期計画(2021-2025)」を、また、時代の変化に対応した大学づくりに寄与すべく「亀田医療大学ガバナンスコード〈第1版〉」を策定し、大学院看護学研究科では実践看護学領域 高度実践看護師養成課程(がん看護学、精神看護学)を開設し、専門看護師(CNS)教育をスタートさせた。さらに、アセスメント・ポリシーを策定し、三つのポリシー(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー)を起点とする内部質保証のPDCAサイクルを確立、学修成果の可視化が求められる昨今、令和4年度からのPROGテスト、ポートフォリオ導入を決定した。2021年度もCOVID-19の影響は甚大であったが、オンライン授業の実施、学内実習への振替、総合型選抜Ⅲ期入試の導入等、常に時勢に見合った教育・研究、運営を実践してきた。

以上のことから、本学は使命・目的を果たすべく、「進取の気性」を継承しつつ新たな時代を見据えた看護教育・研究組織を確立していることから、基準1を満たしていると言える。



## 基準 2. 学生

### 2-1. 学生の受入れ

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

#### 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

#### 2-3-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

##### (1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」 「基準項目 2-1 を満たしていない。」

看護学部及び大学院看護学研究科においては、「基準項目 2-1 を満たしている。」

##### (2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

##### [教育目的を踏まえ、アドミッション・ポリシーを定め、周知しているか]

本学では、求める学生像を具体的に入学希望者に示すため、学部・研究科とも学生募集要項に AP を明記している。

入学者の選抜に当たっては、学部・研究科共に、教育目的達成のための AO 入試などの入試区分を設定している。各入試区分について毎年度、出願資格や選抜方法が AP に沿っているかを検証しており、そこで決定した内容で入学試験を実施している。具体的には以下のとおりであり、これらのことによって、本学では AP に沿った入学者選抜を、適切な体制の下、公正かつ妥当な入試方法によって行っていると評価する。

#### 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

##### [アドミッション・ポリシーに沿って、入学者選抜などを公平かつ妥当な方法により、適切な体制のもと運用し、検証を行っているか]

##### 【看護学部】

- ・すべての入試区分において面接試験を課し、AP との整合性等を確認すると同時に、公正な試験となるよう厳正な実施体制にて運用している。
- ・入学試験問題は、AP に沿った選抜方法に留意して作成されている。
- ・入学試験の実施は、入試委員会において、実施（責任）体制や試験監督者、面接委員等を記載した入学試験実施要項の原案を作成し、検証を行っている。そうして審議された実施要項に基づき厳格な運用がなされている。合否判定についても、同委員会で案を策定した後、学長が学部教授会の意見を聴きこれを決定しており、厳正に運用している。

##### 【大学院看護学研究科】

- ・すべての入試区分において面接試験を課し、AP との整合性等を確認している。
- ・入学試験問題は、AP に沿った選抜方法に留意して作成されている。
- ・公正な試験となるように、大学院入学試験に関する問題作成・採点等取扱要項及び入学試験実施要項に則り、厳正な実施体制にて運用している。
- ・合否判定については、大学院教授会の意見を聴いた上で、学長が決定しており、厳正に運用している。
- ・入学試験の実施後には、入試担当者会議において、大学院入学試験に関する問題作成・

採点等取扱要項及び入学試験実施要項に基づき実施されたかについて検証している。

### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

**[教育を行う現場の確保のため、入学定員及び収容定員に沿って、在籍学生を適切に確保しているか]**

本学では、教育を行う良好な環境確保のため、入学定員に沿った適切な学生数を維持するように努めている。各学部の収容定員、入学定員及び在籍学生数は、次表のとおりであり、以下に述べるとおり良好な教育環境を確保していると評価する。

＜亀田医療大学看護学部の在籍学生数、入学学生数（2021年5月1日現在）＞

学部	学科	在籍学生数			入学学生数		
		A 収容定員	B 在籍学生	B/A	A 入学定員	B 入学者	B/A
看護	看護	320 人	318 人	0.99	80 人	82 人	1.02

＜亀田医療大学大学院の在籍学生数、入学学生数（2021年5月1日現在）＞

研究科	専攻	在籍学生数			入学学生数		
		A 収容定員	B 在籍学生	B/A	A 入学定員	B 入学者	B/A
看護学	看護学	20 人	20 人	1.00	10 人	7 人	0.70

2019年4月に開設した本大学院は入学定員を満たし、教育指導上支障のない適切な学生数を維持している。

#### (3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学看護学部は、本学では、入学定員に沿った適切な学生数を維持されているものの、受験者は減少傾向にあることから、入学者の確保に向けて広報活動を強化していく必要がある。

本学大学院入学者の多くは、本学姉妹法人である亀田総合病院に所属する看護師であるため、継続的な入学者を確保するためには、亀田総合病院との緊密な連携が必要である。また、亀田総合病院以外からの入学者を確保するためには、本学が位置する南房総地区の医療機関に対して継続的に大学院案内を行っていく必要がある。

## 2-2. 学習支援

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

### 2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

#### (1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」 「基準項目 2-2 を満たしていない。」

看護学部及び大学院看護学研究科においては、「基準項目 2-1 を満たしている。」

#### (2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

## 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

### [教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営しているか]

以下に述べるとおり、本学では教職員等の協働により、個々の学生をきめ細かく支援する仕組みを構築し、実行するための学修支援体制を適切に整備・運営していると評価する。

#### 【看護学部】

本学の学修支援は、教育職員と事務職員で構成される学習支援委員会、教務・カリキュラム委員会及び学生支援委員会を中心に計画・決定・実施されている。学習支援委員会では、国家試験対策として、全学年の模擬試験計画を立案し、各学年の学修度に合わせた支援を行っている。また IR(Institutional Research)活動を行う組織として、学長戦略室内に IR 部門を設置し、「基礎学力テスト」「各種模擬試験」「学生の学力調査」「学生生活満足度・実態調査」といった学生の各種データの収集・分析を通し、教職員が協働して学修支援の体制を整備し、運営している。

このほか本学では、学生の学修及び生活全般について支援を行うために、2012(平成 24)年の開学時より、学生を一定人数のグループに分け、担当教員を各グループに配置するチューター制度を導入している。2019(平成 31)年度からは学年チューター制度に変更し、各学年主任を中心にして、各学年担当チューター教員と協働してきめ細やかな学生支援を行っている。

#### 【大学院看護学研究科】

大学院生に対し、主指導教員と副指導教員は、履修指導から論文指導等の学修支援を行っている。このほか広義の学修支援体制である、大学院教授会、大学院研究科委員会を月 1 回定例開催しているが、ここには学務課員も出席し、指導教員との連携を図っている。

## 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

### [障がいのある学生への配慮を行っているか]

本学では、入学試験に関する受験上の配慮については、学生募集要項に学務課への相談を記載して対応している。また、学生の修学に関する支援では、亀田医療大学障害学生支援規程に基づき学務課及び学生支援委員会が連携して対応している。当該学生の教育的ニーズと意思を尊重した上で、学生支援委員会は個別の支援計画を策定して具体的支援の実施に努めているほか、チューターは面接等を通じて障がいの種類や程度を把握し、支援が行き届くように努めている。今後も全学的な障害学生支援を推進し、さらなる学修支援の充実を図っていく。

### [オフィスアワー制度を全学的に実施しているか]

本学では、授業科目等に関する学生からの質問や相談に応じるために、教員があらかじめ特定の時間帯・曜日を示し、予約なしで学生が研究室を訪問することのできるオフィスアワー制度を全学的に実施している。オフィスアワー制度の詳細については学生便覧にて周知し、教員の予定は掲示板にも掲載され、毎週 1 時間程度を設けている。

### [教員の教育活動を支援するために、TAなどを適切に活用しているか]

本学では TA 制度を導入せず、助手が学修支援や授業補佐を行い円滑な運営を図っているが、今後制度導入に向けて検討していく。

## **[中途退学、休学及び留年への対応策をとっているか]**

### **【看護学部】**

中途退学、休学及び留年の対策は早期把握と対応が最も重要であり、本学では、主にチューター制度を利用して、個人面談や三者面談を行う体制を整えている。

また、IR 部門で中途退学者数、休学者数、留年者数の推移を把握し、分析を行っている。

### **【大学院看護学研究科】**

大学院生に対しては、主に指導教員が学修全般を支援している。問題状況により、奨学金制度の紹介、長期履修制度の活用、領域や課程の変更等について、弾力性のある対応として学業継続の支援ができる体制にある。事項によっては教授会での審議を経て行うが、必要に応じて事務局の関係課と連携を図りながら、適宜、適切に対応している。また、在学中の長期履修生の長期履修期間の短縮及び延長の変更を認めるなどの対応をとっている

## **[就職・進学に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営しているか]**

以下に述べるとおり、本学では教職員等の協働により、就職・進学に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営している。

### **【看護学部】**

臨地実習をキャリア教育として位置づけ、本学教員と実習施設が連携・協力して実習が行えるように、実習施設の指導者と臨地実習指導者連絡会議を定期的開催している。これらのキャリア教育は、チューター制を活用した学生への学修支援体制により強化され、就職支援につながっている。さらに、2、3、4 年生を対象とする進路希望調査を毎年実施し、学生の進路に関する情報収集や資料閲覧ができるように進路支援室を設けている。就職率及び進学率を合わせると、毎年 100%近い実績をあげている。

### **【大学院看護学研究科】**

大学院生の大半が就業しながら修士課程で学んでいるため学業との両立が円滑に行えるように助言し、また、修士課程の学びを更なるキャリアに繋いでいけるよう支援を行っている。2021 年度から高度実践看護師コース（がん看護学、精神看護学）を設けていることから、修了後は高度実践看護師として活動できるよう、大学院生の受け入れ施設と連携を密にし、教職員等の協働により支援している。

### **(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）**

教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備については、更なる向上に向けた活動を行っていく。TA 等の活用について今後検討していく必要がある。

## **2-3. キャリア支援**

### **(1) 2-3 の自己判定**

「基準項目 2-3 を満たしている。」 「基準項目 2-3 を満たしていない。」

看護学部及び大学院看護学研究科において「基準項目 2-3 を満たしている。」

### **(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

#### **2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備**

## **[インターシップなどを含め、キャリア教育のための支援体制を整備しているか]**

### **【看護学部】**

本学はその使命・目的及び教育目的に則り HEART に集約された特性を持つ教養豊かな医療人を育成することを目指しており、これが実質的なキャリア教育の一部ともいえる。教育課程内の授業科目の多くがキャリア教育に繋がっているが、中でも臨地実習は、直接実習施設の職員と接し、指導を受けることによって、専門職としての社会的・職業的自立に深く関わっている。そのため、実習施設の職員と連携をし、実習環境の調整を図っている。

また、教育課程外のサポートとして看護師国家試験対策である進路支援ガイダンスを1年次より全ての学年で行っており、4年次には個別支援も実施している。

### **【大学院看護学研究科】**

本研究科の性質上、カリキュラムそのものがキャリア教育といえるものであり、主指導教員を中心に社会的・職業的自立に関する支援を充分に行っている。また、本研究科の大学院生のほとんどが看護師として就業している社会人であり、自らキャリア開発のために学修している者が多い。修了後、本課程での学びを発揮できるように支援している。

#### **(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）**

学生の状況を評価しながら、大学内の講義・演習及び大学外の実習を通じて社会的・職業的自立を図れるよう支援する。2022年度から学生が卒業後のキャリアを意識した大学生活を送れるように、ポートフォリオ制度を導入し、学生を支援する。

## **2-4. 学生サービス**

### **2-4-① 学生生活の安定のための支援**

#### **(1) 2-4 の自己判定**

「基準項目 2-4 を満たしている。」「基準項目 2-4 を満たしていない。」

看護学部及び大学院看護学研究科においては、「基準項目 2-4 を満たしている。」

#### **(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

### **2-4-① 学生生活の安定のための支援**

## **[学生サービス、厚生指導のための組織を設置し、適切に機能しているか]**

看護学部では、学生生活支援全般を統括する組織として、学生支援委員会を設置している。委員会を年に複数回開催し、「亀田医療大学学生支援委員会規則」第2条に規定する事項を審議しており、必要に応じて学長にその結果等を報告し、学長の命により教授会に報告し、必要な処理を行っている。委員は、学長が指名した者で構成され、委員長は学長特命補佐が務めている。また、学生支援委員会の事務を所掌し、かつ学生生活・就学支援全般の支援を行う事務組織として管理部学務課を設置している。

## **[奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行っているか]**

看護学部・大学院看護学研究科ともに、本学の関連病院による「医療法人鉄蕉会奨学金制度」や「医療法人鉄蕉会修学資金貸付制度」などの手厚い修学支援制度があり、全学生に周知している。また、このほかに日本学生支援機構奨学金制度、鴨川市看護師等修学資金貸付制度、千葉県保健師等修学資金貸付制度などの多くの修学支援制度について、修学継続のため真に必要とする学生に対して積極的に周知して支援を行っている。さらに、本

学独自の奨学金制度を設けている。「特待生」は一般選抜入試合格者で、入学試験の成績が上位の者の入学金を全額、及び授業料を50%減免するものである。

### **[学生の課外活動への支援を適切に行っているか]**

学生団体活動（部・サークル活動）は、学生の自由な意思選択と主体的な行動、それに伴う責任、メンバーシップやリーダーシップを高め、人間の幅を広めることができる活動であり、多くの学生が課外活動に参加している。本学では学生団体活動を奨励しており、学生団体設立願を受理された学生団体に対し、本学教員が顧問となり、必要に応じて助言や指導を行っている。

### **[学生の心身に関する健康相談、心理的支援、生活相談などを適切に行っているか]**

本学では、心身の健康相談のために学生カウンセラーを置くほか、保健室には看護師が常駐して、怪我や体調不良に対する処置に加えて健康相談にも応じている。そのほか、ハラスメント相談員を置き、学生の修学生活環境をサポートしている。相談利用状況をみると、学生支援において一定の機能を果たしていると考えられる。

#### (3) 2-4の改善・向上方策（将来計画）

学生生活の安定のための支援については、現状の維持・向上を図っていく。

## **2-5. 学修環境の整備**

### **2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理**

#### **2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用**

#### **2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性**

#### **2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理**

##### (1) 2-5の自己判定

「基準項目2-5を満たしている。」「基準項目2-5を満たしていない。」  
看護学部及び大学院看護学研究科においては、「基準項目2-5を満たしている。」

##### (2) 2-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### **2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理**

### **[教育目的の達成のため、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、付属施設などを適切に整備し、かつ有効に活用しているか]**

【看護学部】収容定員が340人である本学の場合、校地については、大学設置基準上3、400平方メートルを要する。2021年5月1日現在、本学の校地面積は19,792㎡あり、これは大学設置基準を満たしている。また、この校地面積には運動場を含んでおり、運動場は教育に支障のない校舎と同一の敷地内に設けている。

校舎については、大学設置基準上4,660.4平方メートルを要するところ2021年5月1日現在、本学の校舎面積は9,768㎡あり、大学設置基準を満たしている。なお校舎等施設については、学長室、会議室、事務室、研究室、各種教室、図書館、保健室、自習室、情報処理室等の施設を適切に設け、教育目的達成のために有効活用している。なお、安全性も適切に確保している。

#### **【大学院看護学研究科】**

大学院研究科の専用として横渚キャンパスに講義室 2 室 (計 98.35 m<sup>2</sup>)、院生室 4 室 (計 67.08 m<sup>2</sup>) を設置するほか東町キャンパスに講義室 (71.93 m<sup>2</sup>)、院生室 (62.46 m<sup>2</sup>)、教員室 (35.64 m<sup>2</sup>)、多目的室 (17.05 m<sup>2</sup>) を設けている。

## 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

### **[教育目的の達成のために、快適な学修環境を整備し、かつ有効に活用しているか]**

本学は横渚及び東町の 2 つのキャンパスにて教育目的を達すべく快適な学修環境を提供している。

4F 建ての校舎・研究棟、学生会館からなる横渚キャンパスには、講義室 6 室、演習室 12 室、実習室 5 室、院生室 4 室、図書館、情報処理室、電子カルテ室、自習室、食堂、ホール等を設けている。また、東町キャンパスには講義室、院生室、実習室、図書室等があり、本学の教育課程が円滑に実施できる環境を整備し、教室等の利用計画における教育研究上無理のない配置となっている。

### **[適切な規模の図書館を有しており、かつ、十分な学術情報資料を確保しているか。開館時間を含め図書館を十分に利用できる環境を整備しているか]**

図書館については、大学設置基準第 38 条第 1 項にて「大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする」と定められており、本学の図書館は、2012 (平成 24) 年 4 月の開学と同時に設置され、開学時から看護系単科大学の図書館として資料収集、運用を整備してきた。

本学図書館は本館 2 階に位置しており、総面積は 748.7 m<sup>2</sup> のスペースを擁している。閲覧席 (70 席)、グループワーク室 (3 室、内 1 室にモニター 1 台、DVD/VHS デッキ 1 台)、情報検索コーナー (検索用パソコン 6 台、内 1 台編集用ソフト・スキャナ導入)、AV コーナー (2 ブース)、ブラウジングコーナー (7 席)、和スペース (座卓 2 台) などを備えている。貸出用パソコン (5 台)、iPad (2 台)、プロジェクタ (1 台) はパソコン専用席 (8 席) やグループワーク室で活用されている。

蔵書については、本学選書基準に基づいて国内外の看護学を中心とした資料を系統的に収集している。2021 (令和 3) 年 5 月 1 日現在、図書が 20,863 冊、雑誌が 159 タイトル、視聴覚資料が 1,110 タイトルを所蔵している。図書館システムは「情報館 (ブレインテック)」を採用し、OPAC (オンライン蔵書目録) 検索は WEB 公開しており学外からもアクセスできる。また、データベース、電子ジャーナルは医中誌 Web、メディカルオンライン、最新看護索引 Web、CINAHL with Full Text、朝日新聞クロスサーチなどを導入している。国立国会図書館デジタルコレクションや NII-REO の機関登録をし、医療以外の分野も幅広い研究に活用できる情報環境を提供している。

授業期の開館時間は平日が 9:00-22:00、土曜日が 9:00-17:00 である。図書館は「図書館管理規程」「図書館利用規程」などに基づいて図書委員会を中心に運用・管理が行われている。国立情報学研究所の NACSIS-CAT/ILL の参加館として、総合目録データベースの共同構築や、文献複写・現物貸借のサービスにも対応している。

### **[教育目的の達成のため、コンピュータなどの IT 施設を適切に整備しているか]**

本学の IT 施設として大学本館 2F には情報処理室 (117 m<sup>2</sup>) があり、デスクトップ型 PC を

47 台設置しているほか、入退室管理されている多目的室 2 (58.5 m<sup>2</sup>) には、亀田メディカルセンターの電子カルテ閲覧が可能な PC も備え付けられている。併せて、横渚・東町キャンパスの大学院生室にも同様にデスクトップ型 PC を設置している。また、図書館に隣接した自習室エリア (175.5 m<sup>2</sup>) には、学生が自由に使えるノート型 PC を 30 台設置している。そのほか、館内には無線 LAN アクセスポイントを設置しており、学生は自由にインターネット接続が可能である。

### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

#### **[施設・設備の利便性（バリアフリーなど）に配慮しているか]**

施設・設備の利便性（バリアフリーなど）に向けた取り組みとして、本学では本館、学生会館に合計 3 か所の多機能トイレを設置している。また、障がい者専用駐車スペースの確保、駐車場から本館ロビーへ続く視覚障がい者誘導用ブロックの導入、このほか「国際シンボルマーク」の設置、エレベーター内への点字ボタン配置等、車椅子を利用される方のみならず、お年寄りや身体の不自由な方々が安心して来学できるような仕様となっている。また、多機能トイレを性的マイノリティである LGBT の方々も利用できるように、「だれでもトイレ」と表示している。

### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

#### **[授業を行う学生数（クラスサイズなど）は教育効果を十分上げられるような人数となっているか]**

##### **【看護学部】**

講義科目におけるクラスサイズは、各学年を単位とする 80 名程度を基本としている。また、語学・情報科学・体育・実験・演習については各学年を 40 名程度の 2 クラスに分けて実施しており、学生の教育環境を確保するために、少人数できめ細かい学修支援をしている。なお、ゼミナールなどについては 8~9 グループに分かれた少人数によるクラス運営をしており、教員と学生の双方向を意識した授業が行われている。

##### **【大学院看護学研究科】**

講義科目におけるクラスサイズは、各学年 10 名程度を基本としている。少人数で、大学院生が自らの考えが述べられるように、クラス運営をしており、教員と学生の双方向を意識した授業が行われている。

#### **(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）**

現状について維持向上を図る。

## 2-6. 学生の意見・要望への対応

### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用



## 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### (1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」「基準項目 2-6 を満たしていない。」  
看護学部及び大学院看護学研究科においては、「基準項目 2-6 を満たしている。」

### (2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

## 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

**[学生への学修支援に関する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、学修支援の体制改善に反映させているか]**

### 【看護学部】

学修支援に関する学生の意見・要望を把握するため、全学生を対象に「授業評価アンケート」や「学生生活満足度・実態調査」を実施しているほか、VOICE ボックスと名付けた学生からの意見箱を学内に設置している。これらを通じて学生の抱える様々な悩みや意見・要望を把握し、学修支援に係る諸問題を学習支援委員会等で分析・検討し、対策を講じている。また、これらのアンケート調査の集計結果及び対策は、全学生及び全教職員に共有されている。

### 【大学院看護学研究科】

「授業評価アンケート」を実施し、学修支援に関する大学院生の意見・要望を把握している。また、大学院看護学研究科修了時に「大学院修了生調査」を実施し、授業の方法や時間割など、授業運営に関する意見や要望を確認し、改善を図っている。

## 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

**[学生生活に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、学生生活の改善に反映しているか]**

### 【看護学部】

学生生活に関する学生の意見・要望を把握するため、全学生を対象に「学生生活満足度・実態調査」を実施し、学生生活に係る諸問題を学生支援委員会等で分析・検討し、対策を講じている。また、チューター制度の活用による学生への個別面談（年度初め及び Semester ごと）や個別対応を随時行っている。さらに、心身に関する健康相談については、保健室に常駐する看護師による健康管理や健康相談も利用できるほか、学務課学生支援担当、ハラスメント相談員を配置し、学生の意見を汲み上げる組織的な支援体制の構築を全学的に行っている。

### 【大学院看護学研究科】

大学院生活に関する学生の意見・要望を把握するため、「授業評価アンケート」や「大学院修了生調査」に改善してほしいことなどを記載してもらい、その結果を大学院教授会に報告・検討し、対応を行っている。また、VOICE ボックスやハラスメント相談員を設置し、学生の意見を汲み上げる組織的な支援体制をとっている。

## 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

**【施設・整備に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、施設・整備の改善に反映しているか】**

**【看護学部】**

学修環境に関する学生の意見・要望を把握するため、全学生を対象に「学生生活満足度・実態調査」を実施しているほか、VOICE ボックスと名付けた学生からの意見箱を学内に設置している。これらを通じて学生の抱える様々な悩みや意見・要望を把握し、全学的に学修環境に係る諸問題を学生支援委員会等で分析・検討し、対策を講じている。

**【大学院看護学研究科】**

施設・整備に対する大学院生の意見や要望を把握し、学修環境に係る諸問題を大学院教務で分析・検討し、対策を講じている。

**(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）**

キャリア支援について、令和4（2022）年度新生よりポートフォリオを導入し、1年次から看護職について理解を深め自らのキャリア形成を意識して具体的な目標を立てて過ごせるように、キャリア教育を実施する。看護師育成にとって看護師国家試験合格は必須であるため、さらに看護師国家試験対策を強化する。

**【基準2の自己評価】**

学生の受入れについては、看護学部及び大学院修士課程ともに募集人員に沿った適切な学生数を維持している。

学習支援については、オフィスアワー制度を全学的に実施し、チューター制度による中途退学、休学及び留年への対応は十分に行われている。

キャリア支援については、教育課程の授業科目の多くがキャリア教育に繋がっているため看護の専門職育成を十分に行っている、また「生涯教育論」や「看護教育」の科目においてキャリア教育に焦点をあてた教育を行っている。また、2021年度の国家試験合格者は73名受験し67名が合格（合格率は91.8%）であり、全国の合格率96.5%を下回るという結果であったことから、国家試験対策の強化を図る必要がある。

学生サービスについては、学生生活支援全般を統括する組織として、学生支援委員会を設置している。本学では、本学の関連病院による「医療法人鉄蕉会奨学金制度」や「医療法人鉄蕉会修学資金貸付制度」などの修学支援制度があり、学生の経済的支援を行っている。多くの学生が課外活動に参加し、本学教員が顧問となり、必要に応じて助言や指導を行っている。心身の健康相談のために学生カウンセラーを置くほか、保健室には看護師が常駐して、怪我や体調不良に対する処置に加えて健康相談にも応じている

学修環境の整備については、校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理を行っている、実習施設との連携を図り実習環境を整えており、図書館については図書委員会で問題・課題を検討し有効活用を目指している。教育目的の達成のため、コンピュータなどのIT施設を適切に整備し、また授業を行う学生数の適切な管理は行われている。

学部は、学生の意見・要望への対応は、学部生に対して「学生生活満足度・実態調査」を実施しているほか、VOICE ボックスに投函された学生の意見など委員会で取り上げ対策を講じている。また大学院は、「授業評価アンケート」や「大学院修了生調査」を行い、そ

の意見を学長戦略室評価部門で分析し、改善策を提案している。さらに大学院教授会で決定して対策を講じている。

したがって、基準2は満たしている。

### 基準3. 教育課程

#### 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

##### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

##### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

###### (1) 3-1の自己判定

「基準項目3-1を満たしている。」「基準項目3-1を満たしていない。」

看護学部及び大学院看護学研究科においては、「基準項目3-1を満たしている。」

###### (2) 3-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

###### **[教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを定め、周知しているか]**

卒業時に身に付けるべき能力や資質を明確にするため、本学のディプロマ・ポリシー（以下、この基準において「DP」という。）は、亀田医療大学学則及び亀田医療大学大学院学則に定める目的及び教育理念に基づき、看護学部看護学科のDP、大学院看護学研究科のDP、研究科各領域のDPが策定されている。また、DPは学生便覧、シラバス、要覧、ホームページ等に掲載し、年度初めのガイダンスで学生便覧を用いて全学生に説明し周知を図っている。

##### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

##### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

###### **[ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を適切に定め、周知しているか]**

DPを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等は、亀田医療大学学則、亀田医療大学大学院学則及び諸規則等により、次のとおり策定、周知されている。

###### **【看護学部】**

単位及び卒業認定については、学則第31条に定めるとおり127単位とし、また、卒業に必要な修得単位数の内容は、2021年度学生便覧に明示している。進級判定については、履修規則第10条に基づき必要な事項を定め、進級判定は1年次、2年次、3年次の学年進級時に行っている。単位・出席、定期試験などの留意事項は、ガイダンスや科目ごとのオリエンテーションで指導し、学生に周知している。

###### **【大学院看護学研究科】**

本学大学院の定めるDPをふまえ、各科目の単位認定基準を定めている。その認定基準の

適用については、基準に沿った評価を厳正に行えるよう、詳細を大学院要覧に記載し、入学時の説明及び、修士論文提出に関するガイダンス等でも随時周知を図ると共に、厳正な実施を遂行している。

(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

現状について維持向上を図る。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」「基準項目 3-2 を満たしていない。」

看護学部及び大学院看護学研究科においては、「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

**【教育目的を踏まえ、カリキュラム・ポリシーを定め、周知しているか】**

DPの目的を実現するための適切な教育課程を編成し、体系的・組織的な教育活動を行うため、看護学部看護学科のカリキュラム・ポリシー（以下、この基準において「CP」という。）、大学院看護学研究科のCP、研究科各領域のCPが策定されている。また、CPは学生便覧、大学院要覧、ホームページ等に掲載することで周知を図っている。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

**【カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保されているか】**

**【看護学部】**

本学は、亀田医療大学学則及び亀田医療大学大学院学則に定める目的及び教育理念に基づきDPを定めている。2020年度のカリキュラム改正に伴い、DPに到達する人材育成の実現に資するべく教育目標（7つの必須要素）を見直し、それらの目標達成を目指した看護学部看護学科のCPを策定し、一貫性を保っている。

**【大学院看護学研究科】**

DPに到達する人材育成を目的に、研究科及び各領域におけるCPが編成されている。さらに各CPに具体的な科目を明示することで、DPとの一貫性を明確化している。

特に2021年度には、実践看護学領域の中に高度実践看護師コースとしてがん看護学、精神看護学の2つが追加され、CPの見直しを行っている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

**【カリキュラム・ポリシーに即した体系的な教育課程を編成し、実施しているか】**

**【看護学部】**

本学看護学部は、看護師養成学校として文部科学省から指定を受けている。このため、養成所指定規則により、必要な授業科目や単位が定められており、これが本学部教育課程の骨子となり、大きく3つの分野を設定している。

いわゆる教養教育に相当する『基礎教養分野』は、人間を広く理解し、現代の社会人として、そして汎用的な技能を身につけるための「人間の理解」、「外国語」に加え、人間を取り巻く環境とそれが与える健康への影響についての理解を深める「人間と環境」、「人間と健康」を置き、さまざまな問題や課題に対する学修を省察し、それを拡大、深化させるための検討の機会を持つことで、基礎的能力の拡大をはかる「ゼミナール」の5つに区分されている。『専門基礎分野』には、優れた実践能力を育成するために、専門分野としての看護学を学ぶための基盤となる科目を含む「生命科学」を設定している。

『看護専門分野』は、看護師の基礎的知識と能力を育成するために大切な基礎的看護概念と技術を学ぶ科目で構成された「基礎看護学」と小児から高齢者までの発達段階にある個人・家族を対象とする看護学の科目群「実践看護学」を配置している。さらに看護学知識の統合と看護の対象を個人・家族・グループから地域へと拡大し、看護の専門職として必要な知識や国際的視野を育成する「看護の統合と実践」の3つに区分されている。

#### 【大学院看護学研究科】

大学院生の共通科目として9科目中の7科目（14単位）を全員が選択必修すると共に、看護管理学領域、実践看護学領域、ウィメンズヘルス・助産学領域のそれぞれの専門性に応じた科目を配置し、科目間の学修順序と学修時期を考慮した教育課程を編成している。領域ごとの特別研究科目については、1年次後期から2年次の通年科目としてその能力を強化する配置にしている。また、看護管理学領域は、日本看護協会が定める看護管理者の認定資格要件を満たす科目を配置し、専攻対象者が資格申請をできるようにしている。日本看護系大学協議会の認定を受け、2021年度からスタートした高度実践看護師コースのがん看護学コースと精神看護学コースでは、高度な専門性を身につけられるよう、CPに合致した実践力強化のための科目を配置している。ウィメンズヘルス・助産学の国家試験受験資格取得コースでは、厚生労働省の看護師養成所等の指定規則に沿った科目を30単位配置し、2年間のフルタイム学修として履修できる編成としている。

#### 【シラバスを適切に整備しているか】

##### 【看護学部】

シラバスには、CPに沿って配置されている科目の全てに教育目標（7つの必須要素）のどの項目と関連があるのかを明記している。また、それぞれの科目にはカリキュラムマップに示している科目ナンバリングと「授業概要」、「達成目標」、「履修条件」、「授業計画」、「評価方法・評価基準」などを記載し、学生にわかりやすく詳細に伝えている。

##### 【大学院看護学研究科】

大学院要覧には、三つのポリシーの明示と科目履修に関すること、修士論文作成に関する流れとそれに関する具体的内容を明示し、開講科目のすべてについて「授業概要」、「授業目的・目標」、「授業計画」、「評価方法・基準」を明記し、事前事後学習についても説明している。

#### 【履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫が行われて

## いるか]

### 【看護学部】

本学ではCAP制度を導入しており、1年間で履修できる単位数の上限は1年次44単位、2年次54単位、3年次42単位、4年次28単位とし、これらは学生便覧に記載している。

### 【大学院看護学研究科】

本研究科では1年間で履修できる単位数の上限について定めていないが、長期履修制度を設定し、適切に履修できるように工夫している。また、指導教員の指導のもとに履修科目を選択するよう、シラバスに記載している。

## 3-2-④ 教養教育の実施

### 【教養教育を適切に実施しているか】

#### 【看護学部】

3-2-③で述べたとおり、本学部で教養教育に相当する基礎教養分野は、「人間の理解」「外国語」「人間と環境」「人間と健康」「ゼミナール」の5つに区分されており、DPと明確に関連付けられまた、適正に配置され運用が図られている。

#### 【大学院看護学研究科】

看護の専門科目の基盤となる科目として共通科目が配置されており、その中には医療人間学やケアシステム論など、幅広い見地から医療や看護を捉えることができるような教養科目に匹敵する科目を置いている。

## 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

### 【アクティブ・ラーニングなど、授業内容・方法に工夫をしているか】

#### 【看護学部】

アクティブ・ラーニングについて、それぞれの領域において授業内容・方法を工夫しながら実施している。特に看護専門分野の科目においては、講義・演習・実習を連動させた看護技術習得のために、①事例を提示、②事前学習（個人）、③グループ学習、④技術演習（ロールプレイング）、⑤討議、⑥教員による講評、⑦グループでの振り返り、⑧課題レポートの作成（個人）といった形式を取るなど、授業内容・方法の組み立てを工夫している。

#### 【大学院看護学研究科】

本学大学院の研究指導は、主指導教員を入学時に決定して専門領域の講義、演習、実習、特別研究論文または課題研究論文という一貫した研究指導体制が整備されている。大学院では、講義、演習、実習、論文指導とも、少人数教育で行われており、学生の主体的な学びによって学習が進められるており、アクティブ・ラーニングの手法が十分取り入れられている。

### 【教授方法の改善を進めるために組織体制を整備し、運用しているか】

教授方法の工夫や改善については、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図り、教職員に必要な知識及び技能を習得させるためのFD・SDを大学運営会議が主体となり活動している。また、学生の看護実践能力の状況の把握し、教授方法の改善に役立てるために、毎年3月に実習報告会を開催し、意見交換を行っている。

今後も、全学的な教授方法の改善と教員の教授力強化を図り、改善・向上に努めていく。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

現状について維持向上を図る。

**3-3. 学修成果の点検・評価**

**3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用**

**3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック**

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」「基準項目 3-3 を満たしていない。」

看護学部及び大学院看護学研究科においては、「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用**

**[三つのポリシーのうち、特に、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を提示しているか]**

**【看護学部】**

本学では、DP を基にした教育目標として、Ⅰ．教養教育で培う普遍的基礎能力、Ⅱ．根拠に基づいた看護実践能力、Ⅳ：テクノロジーを効果的に活用する能力、Ⅲ：チーム医療におけるコミュニケーションとコラボレーション能力、Ⅳ：ヘルスプロモーションと予防の実践能力、Ⅴ：国際的視野の育成と地域貢献能力、Ⅵ：継続的に専門性を向上させる実践能力、必須要素Ⅰ～Ⅵを統合したⅦ：包括的看護実践能力の7つの必須要素を設定している。そして、学修成果を基に「評価票」を作成し、4年次の卒業時に評価している。また、教育目標は、各科目で関連の深い項目をシラバスに提示し、学修成果を確認している。

また、2021 年度に三つのポリシーを踏まえた学習成果の可視化方針としてアセスメント・ポリシーを策定し、教育の内部質保証のための PDCA サイクルを明確にした。三つのポリシーと教育目標に基づく教育を実践し、学長戦略室 IR 部門と関係する委員会(教務・カリキュラム委員会、学習支援委員会、学生委員会等)でアセスメント・ポリシーにおける項目のデータを分析し、学習成果の点検・評価を実施している。このアセスメント・ポリシーと教育の内部質保証のためのPDCAサイクルは亀田医療大学のホームページで公開している。

**【大学院看護学研究科】**

大学院看護学研究科は開設初年度として、DP を定めている。1. 高い倫理観に基づいた看護職としてのリーダーシップがとれる。2. 看護の実践及び提供システムの改革を推進し、看護実践の質向上と発展に創造的に取り組む。3. 自律性をもって看護学の発展に寄与する研究及び教育の推進に関わる。4. 医療が抱える様々な問題に、科学的根拠に基づいたケアのリーダーシップがとれ、教育研究を推進できる。5. 保健医療職及び福祉関連職等と協働し、看護職としてのリーダーシップを発揮できる。の5項目を踏まえたカリキュラムの進行を確実に進めている。具体的には科目の修了ごとに厳格な成績評価を行うと共に、学生による授業評価の実施を行い、履修規定に沿った厳格な進行を実施している。

**[学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、**

**就職先の企業調査などを実施し、大学が定めた多様な尺度指標や測定方法に基づいて学修成果を点検・評価しているか]**

**【看護学部】**

本学では、2012（平成 24）年の開学当初から、学生による授業評価アンケート（授業に対する学生自身の取り組み、担当教員の授業に対する取り組み、授業から得たもの、自由記述）を授業最終日に実施し、その結果を学修指導改善に活かしてきた。2014（平成 26）年からは、より効果的な教員の授業成果向上を図るべく、学生による授業評価アンケートの結果に対する授業改善報告を行っている。その内容は「授業の目的・目標」「実施状況の概略（教育内容・方法、授業の実際）」「科目の教育目的（ねらい）に対する評価」「学科の教育目標への貢献度（7つの到達目標との関係）」である。

本学では、学生による授業評価の分析を、次年度の授業改善にフィードバックしている。

**【大学院看護学研究科】**

大学院生の学修状況・資格取得状況・就職状況については学生の面談により点検・評価し、卒業時の5つの能力（ディプロマ・ポリシー）の達成状況については大学が定めた質問紙や測定方法に基づいて学修成果を点検・評価している。

**3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック**

**[学修成果の点検・評価の結果、教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしているか]**

**【看護学部】**

本学では、2012（平成 24）年の開学当初から、学生による授業評価アンケート（授業に対する学生自身の取り組み、担当教員の授業に対する取り組み、授業から得たもの、自由記述）を授業最終日に実施し、その結果を学修指導改善に活かしてきた。2014（平成 26）年からは、より効果的な教員の授業成果向上を図るべく、学生による授業評価アンケートの結果に対する授業改善報告を行っている。その内容は「授業の目的・目標」「実施状況の概略（教育内容・方法、授業の実際）」「科目の教育目的（ねらい）に対する評価」「学科の教育目標への貢献度（9つの到達目標との関係）」である。その結果は、次年度の授業の改善策「教員による授業評価」として記載し提出することにより、教育内容・方法及び学修指導の改善を促している。本学ではこのようにして、学生による授業評価の分析を、次年度の授業改善にフィードバックしている。

**【大学院看護学研究科】**

学生による授業評価アンケートを行っており、結果を授業担当者へフィードバックし、教育内容・方法、学修指導等の改善に向けて取り組んでいる。

**(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）**

現状について維持向上を図る。

**[基準 3 の自己評価]**

単位認定、卒業認定、修了認定において、本学の目的及び教育理念に基づき、看護学部



看護学科の DP、大学院看護学研究科の DP、研究科各領域の DP が策定している。また、DP は学生便覧、シラバス、要覧、ホームページ等に掲載し、ガイダンスで全学生に説明し、周知を図っている。目的及び教育理念に基づき DP を定めている。DP に到達する人材育成の実現に資するべく教育目標（7 つの必須要素）と、それらを目指した看護学部看護学科の CP を策定し、一貫性を保っている。また、必要な授業科目や単位が定められており、これが本学部教育課程の骨子となっており、大きく 3 つの分野を設定している。DP を踏まえ、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を定め、ガイダンスや科目ごとのオリエンテーションで指導し、学生に周知している。また、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を定め、厳正な適用を行っている。

教育課程及び教授方法においては、CP を策定し周知している。さらに、CP と DP との一貫性は保っている。また、CP に沿った教育課程の体系的編成を行っている。教養教育の実施、教授方法の工夫・開発を行い、効果的な実施している。

学修成果の点検・評価では、学生の満足度調査や学生による授業評価アンケートを基に改善を図っている。また、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価については、卒業生や就職先へのアンケート調査を実施し、卒業生の看護実践力の状況や成長について分析し、教育課程に反映させている。授業評価や大学院修了時調査による大学院生の意見を基に、改善策に沿って対応している。学生による授業評価アンケートの結果を基に、教育内容・方法及び学修指導等の改善として提出を促し、次年度の授業改善に反映させるようにしている。また、その結果については「学生による授業評価・教員による授業評価」として図書館に配架し、学生が閲覧できるようフィードバックしている。

したがって、基準 3 は満たしている。

## **基準 4. 教員・職員**

### **4-1. 教学マネジメントの機能性**

#### **4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮**

#### **4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築**

#### **4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性**

##### (1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

##### (2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### **4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮**

**[学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制を規則等に基づき整備しているか]**

学長は、学校教育法第 92 条第 3 項に「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する」とされ、大学に関する意思決定及び業務執行の最高責任者としての職責を有している。大学に副学長、大学院看護学研究科に研究科長を配置し、学長がリーダーシップを発揮で

きる体制を整備している。また、学長が指示する特定の業務を遂行する学長特命補佐を 2 名配置し、学長が中期的なビジョンや運営方針の策定に傾注できるようにしている。学長戦略室においては、従前設置されていた評価部門、IR 部門に加え、新たに内部質保証プロジェクトを設置し、IR 部門と連携しつつ、特に学修成果を可視化することで教育成果を測定、評価し、教育改善に繋げる体制を整えている。

#### 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学では、使命・目的達成のため、規則等を整備し、以下のとおり教学マネジメントを構築している。

##### **[使命・目的の達成のため、規則等を整備し、教学マネジメントを構築しているか]**

##### **[大学の意思決定の権限と責任が明確になっているか]**

学長は、「亀田医療大学は、教育基本法及び学校教育法に則り、保健医療福祉分野における学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開できる専門職者を育成することを目的とする。」（亀田医療大学学則第 1 条）に掲げるといふ目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、本学の校務をつかさどり、所属教職員を統督している。また、理事会から委任された権限を行使し、所属教職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、積極的な情報周知・共有に努めている。

##### **[副学長を置く場合、その組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか]**

大学に副学長を置き、職務として「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどり、次の職務を担う。」として、「学長の指示する全学的な企画・立案及び学内組織の連絡調整に関すること」を含め 4 項目規定（亀田医療大学副学長選考規程 第 3 条）しており、適切に職務を遂行している。また、学長特命補佐 2 名を置き、職務として「学長特命補佐は、学長が指示する特定の業務を取り扱う学長の職務を補佐、学長が指示する特定の業務を取り扱う。」（亀田医療大学学長特命補佐選考規程 第 3 条）と規定しており、適切に職務を遂行している。さらに、大学院看護学研究科に研究科長を置き、職務として「研究科長は、大学院の運営責任者として教育研究の編成に責任を持つとともに、大学院の業務全般を総括する。」（亀田医療大学大学院看護学研究科長選考規程 第 3 条）と規定しており、適切に職務を遂行している。

##### **[教授会などの組織上の位置づけ及び役割が明確になっており、機能しているか]**

##### **[教授会などに意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を学長があらかじめ定め、周知しているか]**

教授会は「教育研究に関する事項を審議し、及び学長に意見を述べるため、教授会を置く。」（亀田医療大学学則 第 8 条）と規定されており、任務として「学生の入学及び卒業、学位の授与並びに教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものについて決定を行うに当たり意見を述べること。」が明記されている。（亀田医療大学教授会規程 第 3 条）教授会にて審議された事項は速やかに議事録と

共に意見書が作成され、適切に機能している。

大学院教授会は「本大学院の教育研究に関する重要事項を審議するため、大学院教授会を置く。」（亀田医療大学大学院学則 第6条）と規定され、任務として「学生の入学、卒業及び課程の修了、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものについて決定を行うに当たり意見を述べるもの」（亀田医療大学大学院教授会規程 第3条）と明記されている。大学院教授会にて審議された事項は速やかに議事録と共に意見書が作成され、適切に機能している。

#### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

##### [教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確にしているか]

本法人では理事長統括の下、選任された大学教職員が理事会、評議員会、経営会議の役員及び評議員等の職を担い、法人の運営・経營業務に参画している。教育研究支援体制については大学事務組織全体で支援しており、教育については教務・カリキュラム委員会、学生支援委員会、学習支援委員会等が中心となり、教務及び学生支援に係る審議事項を適切に処理している。学生の学修、生活環境の充実に向け、学務課の学生担当職員が学生支援委員会、財務課職員等と連携しながら、進路支援、奨学業務、課外活動、学生住宅におけるきめ細やかな対応を実施しており、学生の健康相談窓口として、保健師へ直接メール相談できる旨を学生便覧に明記しており、学生の支援を継続的に行っている。各委員会においては業務を委員会ごとに分散し、教員、事務職員両者を委員として配置し、責任を明確化した執行体制を維持している。

事務組織においては、学校法人鉄蕉館事務組織規程に則り、大学に事務局に管理部（総務課、学務課）、財務部（財務課）を置き、学長統括の下に事務局長が統理し、教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営に努めている。

以上のことから、本学は適切な職員の配置及び役割分担の下、教職協働による組織的な教学マネジメント体制を確立している。

#### (3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

現状を維持し、今後も教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図ってゆく。

#### 4-2. 教員の配置・職能開発等

##### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

##### 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

###### (1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

###### (2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

##### [大学及び大学院に必要な専任教員を確保し、適切に配置しているか]

本法人の基本理念に基づき、看護学部及び大学院看護学研究科の教育目標実現のため、大学設置基準の基準数を基に、教授、准教授、講師、助教、助手を適正に確保・配置しており、カリキュラム・ポリシーに即し、専門の学科、実習の教育にあたっている。

**[教員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか]**

本学の教員採用・昇任等については、教員選考基準、教員選考規程を定め、助教以上の選考については教員選考委員会を設置し、業績等を審査し厳密に選考を行っている。また、教員昇任時の選考基準として、必要論文数、著書数、学位等を定めている。教員の採用・昇任に際しては、学長が教授会の意見を聞いて理事長に推薦し決定することとしている。さらに、教員の評価体制として学生による授業評価（学内掲示/ホームページ掲載）及び教員業績評価を毎年実施している。

**4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施**

**[FD、その他教員研修の組織的な実施とその見直しを行っているか]**

本学教員の教育及び研究力向上のため、大学運営・質保証推進会議が所掌し各委員会から企画案を募り FD を実施しており、令和 3（2021）年度については 4 回実施している。また、本学のみならず医療法人鉄蕉会 亀田総合病院主催による研究倫理講演会へも教職員が参加している。また、毎年 FD 活動として開催されている「研究交流会」では、同病院の看護職員が研究発表を行うなど、病院看護部との研究交流の場も設けている。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後も継続的に教職員の資質・能力の向上を図っていく。

**4-3. 職員の研修**

**4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み**

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み**

**[職員の資質・能力向上のための研修などの組織的な実施と見直しを行っているか]**

本法人が策定した第二期(2021-2025)中期計画においては、教員の資質、研究力の強化・研究不正防止の徹底、職員の資質・能力向上への取り組み等が掲げられており、本学では大学運営・質保証推進会議所掌の下、令和 3（2021）年度は SD を 4 回実施した。オンライン授業の設計や授業展開に関する研修、研究不正防止、学習評価・カリキュラム評価の可視化に関する研修、また、ハラスメント防止に関する研修等を実施し、教職員の資質・能力向上の機会を継続的に設けている。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

今後も継続的に教職員の資質・能力の向上を図っていく。

#### 4-4. 研究支援

##### 4-4-①研究環境の整備と適切な運営・管理

##### 4-4-②研究倫理の確立と厳正な運用

##### 4-4-③研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

###### [快適な研究環境を整備し、有効に活用しているか]

本学の基本理念である「HEART」に基づき研究支援にも力を注いでいる。本館に隣接し、渡り廊下で繋がる4階建ての研究棟には、2～4階に各専任教員全員に十分な面積を持った研究室、講師以上は個室となっているなど、教員の研究活動に配慮した整備となっている。蔵書については選書基準に基づいて国内外の看護学を中心とした資料を系統的に収集しており、研究遂行にあたり教員が図書館システムとしてはデータベース、電子ジャーナルは医中誌 Web、メディカルオンライン、最新看護索引 Web、CINAHLPluswithFullTextなどを導入している。国立国会図書館デジタルコレクションやNII-REOの機関登録をし、医療以外の分野でもオンライン情報を提供し、幅広い研究に活用できる情報環境づくりを目指している。また、総合研究所では設備面だけでなく統計や倫理の専門知識を有する者からの支援を受け、研究資源を有効に活用した上での、研究計画作成、研究遂行から学会発表、論文作成までの支援を行っている。

##### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

###### [研究倫理に関する規則を整備し厳正に運用しているか]

本学は平成24(2012)年の開学当初から、研究倫理審査委員会並びにその運営を担当する研究倫理審査検討委員会を設置し、研究倫理審査に関する体制整備並びに倫理教育を実施してきた。研究倫理審査に関しては、「亀田医療大学研究倫理審査取扱規程」、具体的な審査委員会の手順書として「亀田医療大学研究倫理審査委員会規則に関する細則」を制定している。平成25(2013)年4月からは、生命倫理学を専門とする准教授(平成28(2016)年から教授)が研究倫理審査委員会及び研究倫理審査検討委員会の委員長に就任するとともに、研究倫理教育責任者として積極的な活動を展開している。特に倫理審査の手順書である「運営細則」については、平成26(2014)年12月22日に文部科学省及び厚生労働省が共働して、臨床研究及び疫学研究を統合した指針である「人を対象とする医学系研究に関する指針(以下、「指針」という。))」を公表した際に、同指針に準拠したものに大幅に改訂した(平成27(2015)年4月1日から施行)。また、「指針」が要求する倫理審査の書式を新たに作成した。このように国の定める「指針」の改訂に適宜対応し、「指針」に則った倫理審査を実施している。また、研究倫理教育に関しては、平成25(2013)年9月に「亀田医療大学研究倫理研修会等実施概要」を制定し、原則として年度内に2回の研究倫理研修会を実施し、研究倫理申請の要件にすることで研究倫理教育の徹底を図ってきた。その後、

平成 26 (2016) 年度から e ラーニングの導入を図り、平成 27 (2017) 年度から、e ラーニングの受講を研究倫理申請の要件として義務づけている。さらに、平成 28 (2016) 年度からは、研究倫理審査委員会委員を対象とする研究倫理教育を実施し、研究倫理審査の質的な向上に努めている。学生に対する研究倫理教育については、平成 26 (2014) 年度から 3 年次開講「看護研究」の 1 コマ及び 4 年次開講「研究ゼミ I」の 1 コマで「研究倫理」の内容を教授している。なお、この 2 コマの受講を、研究ゼミにおける研究倫理申請要件としており、講義欠席者には個別に対応し、全学生が受講することになっている。研究不正の防止に関する本学の取組みに関しては、文部科学省が制定した「研究活動における不正行為への対応に関するガイドライン」(平成 27 (2015) 年適用) に合わせ、本学においても同年 4 月に「亀田医療大学における研究活動上の不正行為に関する取扱規程」並びに「亀田医療大学研究活動上の不正行為防止体制整備規程」を制定した。また、研究不正防止の主な取組みとして研究倫理教育を実施してきた。上記の研究倫理教育責任者による研究倫理研修に加え、科学研究費補助金申請に関する説明会においても、特に研究費の取扱いに関する不正について説明を設け、研究不正防止の徹底を図っている。

#### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

##### **[研究活動への資源配分に関する規則を整備し、設備などの物的支援と RA (Research Assistant) などの人的支援を行っているか]**

教員研究費は規程に基づき専任教員全員に交付され、支給額は年間教授 50 万円、准教授 42 万円、講師 36 万円、助教 30 万円、助手 28 万円となっている。大学運営・質保証推進会議で審査の上、年間 2 件の研究に対し 1 件 10 万円の学長裁量経費特別研究費の交付も行っている。また、科学研究費補助金申請、獲得促進の為、獲得者による研究計画の発表会や研究論文表彰「ペーパーオブザイヤー」等も実施している。前述の資金支援により設備の充実を図るとともに、総合研究所による研究活動への支援体制を整えている。

#### 4-4 の改善・向上方策 (将来計画)

平成 30 (2018) 年度委員会再編から、職種によって分けられていた研究支援体制窓口が総合研究所に一本化され、教員及び客員研究員への互いの研究支援 (研究交流の促進、協働) を行うことができるような体制をとっている。また、不正防止計画推進部署も総合研究所とすることで、研究活動の支援と同時に適正な研究活動の執行の推進も担っている。今後もこの体制を維持したうえで、更なる研究活動の推進、発展を目指す。

#### **基準項目全体に関わる自己判定の留意点**

##### **[研究活動のための外部資金の導入の努力を行っているか]**

総合研究所にて外部資金獲得に向けた説明会の計画、統計や倫理の専門家による研究計画立案、執行の助言を受ける事が出来る体制を整える他、外部資金に関する周知活動も行い、外部資金導入の努力を行っている。

#### 基準 5. 経営・管理と財務

##### 5-1. 経営の規律と誠実性

### 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

### 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

### 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

#### (1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

#### (2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

**[組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を行っているか]**

**[情報の公表を、法令等に基づき適切に行っている]**

学校法人鉄蕉館は、寄附行為第 3 条にて「教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、有能な人材を育成することを目的とする。」としている。

亀田医療大学は学校法人鉄蕉館の高等教育機関として開学し、以来、教育基本法及び学校教育法、私立学校教育法を遵守し、学則及び学内諸規程を整備し、法令を遵守して誠実に経営を行っている。学校経営上、また本学の使命を完遂するため、経営の規律と誠実性を維持するため「利益相反ポリシー」や「利益相反管理規程」を定め、遵守している。

組織倫理に関しては、服務規律を明確にし、「個人情報保護規程」、「公益通報者保護規程」等を定め、適切な運営を行っている。

### 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

**[使命・目的を実現するために継続的な努力をしているか]**

寄附行為第 3 条、学則第 1 条及び大学院学則第 1 条に掲げている本学の目的実現に向けて、本学の最高意思決定機関である理事会及び諮問機関である評議員会のもと、中期計画を策定し、当該計画に基づき単年度ごとの予算を編成し、執行している。

さらに、本学の理事、教職員、評議員以外の者であって評議員会の同意を得て理事長が選任した監事による監査のほかに、公認会計士による外部監査を実施することで、目的実現に向けての健全な財政運営を遂行できる体制を整えている。

### 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

**[環境や人権について配慮しているか]**

**[学内外に対する危機管理の体制を整備し、かつ適切に機能しているか]**

本学の建物は環境保全のため、避難口・通路誘導灯や廊下、トイレのダウンライトに LED 照明を導入している。加えて、トイレ等の共用スペースには人感センサーによる自動点灯・消灯システムにより、電力使用の省力化を図っている。また、エアコンの温度設定を集中管理しており、冷暖房効率の向上を図っている。こうした設備機器による省エネルギー対策を行うほか、学生や教職員への節電の啓発や、ビジネスカジュアルの通年実施を行っている。その他、海に近い本学では一部の空調室外機の放熱フィンへの水かけなど機器の熱効率を図り、また塩害防止対策を行っている。

次に、健康・衛生面では、医療人材養成大学として敷地内全面禁煙とし、健康管理を学生便覧等で促しているほか、教職員の安全衛生管理では、労働安全衛生法により「安全衛生委員会」

を設置し、産業医と衛生管理者による職場巡視及び職員の超過勤務状況や労働災害状況、ストレスチェックの分析や個別対応等を行い、改善策を審議・決定し、施設及び就労環境の保全、改善を図っている。

続いて、人権保護については、本法人ハラスメント防止等に関する規程、本学人権委員会規則、ハラスメント防止等に関する細則、ハラスメント防止と対応についてのガイドラインが制定されており、全学生にリーフレットを配布するほか、ハラスメント防止研修も行っている。また、ハラスメント相談員による個別の相談窓口を設け、ハラスメント防止に向けた取り組みを実践している。

個人情報については、個人情報保護規程に基づき、学生・教職員の適正な個人情報の取り扱い及び管理を行っている。

そして、安全への配慮として、地震・津波・洪水・土砂災害などの危険区域を認識し、避難施設場所や避難経路等の防災情報を把握出来るよう、鴨川市防災マップを配布している。その他、教職員及び学生参加による防災訓練を実施し、防災意識を高めている。また、不審者等の対策として、有人での警備体制を整え、学生・教職員の安全への配慮に努めている。

### (3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

現状について維持向上を図る。

## 5-2. 理事会の機能

### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

#### (1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

#### (2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

**[使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、適切に機能しているか]**

**[理事の選任及び事業計画の確実な執行など理事会の運営を適切に行っているか]**

学校法人鉄蕉館では理事会を法人の最高決議機関として位置づけ、機能的に理事会を運営することにより寄附行為の第 3 条に定める目的達成を目指している。

理事は寄附行為で 8~9 名と定めており、各選任区分の理事構成は、第 1 号理事は亀田医療大学長、第 2 号理事は亀田医療技術専門学校長、第 3 号理事は評議員会から選任した者、第 4 号理事は理事会が選任した者である。いずれの理事も寄附行為にしたがって、適正に選任されている。なお、理事のうち、4 人は外部からの理事であり、学校法人の運営に当たって、外部の意見を積極的に反映できる体制を構築している。

理事会は年 4 回の定例開催を基本にしており、予算、決算をはじめとする事項については、私立学校法第 42 条に定められている通りに行っており、法人並びに各設置校に関する重要な案件を適正に審議している。また、理事会を機動的に審議するために経営会議を開催している。

### (3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

現状について維持向上を図る。



### 5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

#### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

#### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

##### (1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

##### (2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

**[意思決定において、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を適切に行っているか]**

**[理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備しているか]**

**[教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備しているか]**

本学は医療系の単科大学として、管理運営を担う大学運営・質保証推進会議と、教学を担う教授会が組織されており、二つの組織が互いに協力・補完し合いながら運営している。大学運営・質保証推進会議は毎月 1 回定例開催されており、学内の重要な案件を審議し、人事及び学校経営上の重要案件については理事会や経営会議に具申し、コミュニケーションを密に取っている。教授会も同様に毎月 1 回の定例開催を基本としている。学長も教授会構成員として出席しており、議長である学長特命補佐との連携を図り、必要に応じて、理事会等への報告を行っている。

#### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

**[法人及び大学の各管理運営機関が相互チェックする体制を整備し、適切に機能しているか]**

**[監事の選任を適切に行っているか]**

**[監事の理事会及び評議員会などへの出席状況は適切か]**

**[監事は監事の職務を適切に行っているか]**

**[評議員の選任を適切に行っているか]**

**[評議員会の運営を適切に行っているか]**

**[評議員の評議員会への出席状況は適切か]**

学校法人のガバナンスとしては、寄附行為第 5 条に基づき、2 人の監事を選任し、法人の業務及び財産の状況について監査を実施しており、専門知識に基づく客観的な監査が行われるよう留意している。監査結果について監査報告書を作成の上、理事会・評議員会に報告しており、監事は原則、毎回出席し、法令に則り健全かつ適切な法人運営がなされるように努めている。

なお、監事については、寄附行為第 7 条に基づき、この法人の理事、職員（学長、教員その他の職員を含む。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任することとなっており、適切な手続きを経て選任されている。

また、諮問機関である評議員の定数は、寄附行為第 20 条第 2 項の規定により、17 人以上 20 人以内とし、寄附行為第 24 条に定める選任条項に基づき適切に選任されており、総数及

び選任条項上の欠員は生じていない。これらの評議員は、選任条項に基づき、学識経験者、法人の職員、卒業生から構成されており、法人の最高意思決定機関である理事会に対し、十分な牽制機能を有している。また、理事会と同様に、客観的かつ多様な意見を取り入れるために、外部の学識経験者も選任されている。

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

現状について維持向上を図る。

## 5-4. 財務基盤と収支

### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

#### [中長期的な計画及びその裏付けとなる財務計画に基づく財務運営を行っている]

本学では中期計画を策定し、それに基づいて各部署において単年度ごとの予算を編成し、収支予算書を作成している。作成された収支予算書は、評議員会に諮り、理事会の承認を得た上で執行される。財務運営の基本方針として、安定した財務基盤の維持・確立を掲げている。すなわち、事業規模と比較し、借入金に過度に依存することのないよう、負債率（貸借対照表の総負債から前受金を控除した額が総資産に占める割合）を、文部科学省の「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」に定める 25%以下とすることを目標としつつ、且つ、必要な施設・設備の整備に機動的に対応するための手元流動性を着実に積み上げるべく、両者のバランスを取りながら財務運営を行っている。

### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

#### [安定した財務基盤を確立しているか]

#### [使命・目的及び教育目的の達成のため、収入と支出のバランスを保っているか]

#### [使命・目的及び教育目的の達成のため、外部資金の導入の努力を行っているか]

2021 年度事業計画及び予算編成方針において、教育研究の質的向上及び施設設備の適切な維持・管理を図るため、収入の安定的確保と諸経費削減の二本柱による事業活動収支差額の黒字化を最重要課題とした。学生生徒等納付金や私立大学等経常費補助金を含む外部資金や競争的資金の安定的確保に向けた取り組みと必要と認められる事業には適正な予算措置を行いつつ、教学部門・事務部門挙げて事業の再点検行うほか、予算管理の厳格化等による諸経費の削減に努めた結果、収入超過を実現した。以下が直近 3 年の基本金組入前当年度収支差額である。

- ・ 2019 年度： 33,009,329 円
- ・ 2020 年度： 105,877,275 円
- ・ 2021 年度： 194,815,880 円

なお、日本私立学校振興・共済事業団が示した「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）」に沿った本法人の経営状態区分は、経常収支黒字幅 12.9%により A2（正常状態中位）と位置付けられている。

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

現状について維持向上を図る。

## 5-5. 会計

### 5-5-① 会計処理の適正な実施

### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 5-5-① 会計処理の適正な実施

#### [学校法人会計基準や経理に関する規制などに基づく会計処理を適正に実施しているか]

会計処理は、「学校法人会計基準」及び学校法人鉄蕉館経理規程、学校法人鉄蕉館固定資産及び物品管理規程に基づき適切に行われているが、日常の会計処理は概ね次のとおりである。まず、取引が発生した部署で取引ごとに帳票を作成し、活動内容が記載された証憑書類とともに経理担当部署（財務課）へ回付する。そこで証憑書類をチェックし、会計システムへ会計伝票入力を行い、承認処理が行われている。なお、判断が難しい会計処理については、その内容に応じて担当の公認会計士や監事と協議しながら事務を行っている。

### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

#### [会計監査などを行う体制を整備し、厳正に実施しているか]

監査は、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づく公認会計士による会計監査、私立学校法第 37 条第 3 項に基づく監事による監査、内部監査室が実施する内部監査から成っている。

公認会計士による監査は、私立学校振興助成法に基づく監査のほか、大学運営全般について管理運営が適正に行われているか財務面を通して監査している。

監事による監査は、監事監査計画に基づく業務監査・財産監査である。また、監事は理事会に出席し、法人の運営状況の全般及び会計処理の適正性を監査している。

内部監査室は理事長の下に組織され、室長室員の計 3 名で運営されており、内部監査計画を策定し、これに基づき定期的に内部監査を行い、報告をしている。

なお、会計監査を担当する公認会計士と監事、内部監査室は、お互いの監査状況について報告することで情報共有及び意見交換がなされている。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

現状について維持向上を図る。

### **[基準5の自己評価]**

本法人は、教育基本法、学校教育法、私立学校法、大学設置基準等の国の関係法令を遵守するとともに、寄附行為や学則等の法人内部の諸規程に基づき、経営の規律と誠実性を維持しながら円滑な運営に努めている。

法人運営に当たっては、意思決定の最高機関としての理事会、諮問機関としての役割を担う評議員会及び監査機能を有する監事が法人運営の柱としてそれぞれの役割を果たしており、その結果、相互チェック体制も確実に機能している。また、大学の運営は、学長のリーダーシップの下に教授会等を中心として円滑に行われている。さらに、理事会、経営会議等が機能することにより、法人及び大学間の意思決定の円滑化と機動性の向上に大きな役割を果たしている。

会計処理は、関係法令及び諸規則に基づき適正に行っている。会計監査は、私立学校振興助成法に基づく公認会計士による会計監査、2人の監事による私立学校法に基づく監事監査、内部監査室による内部監査が実施され、これら三者による監査体制が整備されていることから、会計監査体制は適正かつ厳正に実施されていると判断する。

以上のことから、基準5は満たしていると判断する。

## **基準6. 内部質保証**

### **6-1. 内部質保証の組織体制**

#### **6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立**

##### **(1) 6-1の自己判定**

「基準項目6-1を満たしている。」

##### **(2) 6-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

#### **6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立**

**[内部質保証に関する全学的な方針を明示しているか]**

**[内部質保証のための恒常的な組織体制を整備しているか]**

**[内部質保証のための責任体制が明確になっているか]**

本学では内部質保証を担うための組織として、学長を議長に、副学長、学長特命補佐、学部長、事務局長、管理部長、財務部長、その他学長が必要と認めた者で構成される大学運営・質保証推進会議を設置している。なお、同会議は内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の重要な事項も担い、そこで意思決定されたものは、学長の下におかれた学長戦略室評価部門において、評価、報告書作成等が行われる。

##### **(3) 6-1の改善・向上方策（将来計画）**

現状について維持向上を図る。

### **6-2. 内部質保証のための自己点検・評価**

#### **6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有**

## 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

### (1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

### (2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

**[内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価をどのように行っているか]**

**[エビデンスに基づく自己点検・評価を定期的実施しているか]**

**[自己点検・評価の結果を学内で共有し、社会へ公表しているか]**

本学の学則第2条に「本学（本大学院）は、教育研究水準の向上を図り、前条に掲げる目的及び使命を達成するため、教育研究等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。」と定めており、これを受け、6-1-①で述べた組織体制により、現在まで定期的に自己点検・評価を実施し、報告書を作成し、本学ホームページに掲載し、広く社会に公表している。

点検・評価項目として、主に公益財団法人日本高等教育評価機構の評価基準に沿った、使命・教育目的、教学マネジメント、教育・研究の方針と取組み、学生の受入れ、カリキュラム、教育指導状況、成績評価と単位認定、学生生活への配慮、研究活動などを設定し、本学の現状について自己点検・評価を実施してきた。

#### 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

**[現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備しているか]**

本学の IR(Institutional Research)を担う組織として、学長戦略室に IR 部門を設けている。入試、教務、研究をはじめとする学内外データを収集・分析し、計画立案支援、政策形成支援、意思決定支援を行っている。

### (3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

課題を明確化したことにより、特色ある教育づくりとしてポートフォリオ、PROG テストを 2022 年度から導入することとなり、学生の主体的な学修態度を育み、リテラシーとコンピテンシーの双方を伸ばす教育に一層力を入れることとなった。

さらに、今後の検討課題として、学生確保のための広報の充実、入試制度の検討、留年生を減少させるための方策の検討、進級条件の見直し、継続的な国家試験対策の充実、チューターの役割の検討、病院看護部との連携（臨床指導者研修・大学院生の確保・研究面での連携）強化、地域に開かれた大学づくり（近隣高校との連携）などが挙げられた。

## 6-3. 内部質保証の機能性

### 6-3 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

#### (1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**[三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育の改善・向上に反映しているか]**

**[自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえた中長期的な計画に基づき、大学運営の改善・向上のために内部質保証の仕組みが機能しているか]**

内部質保証のための PDCA サイクルの図は作成したが、大学院までを含めた形で PDCA サイクルとはなっておらず、まだ整備が必要である。ただし、大学院においては、授業評価、修了生調査は実施しており、これらのデータを PDCA サイクルの教育改善に活用している。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

現状について維持向上を図る。

**[基準 6 の自己評価]**

本学では、教育及び研究、組織運営、施設設備等を含めた大学全体にわたる内部質保証のために、学長主導の下に全学的な自己点検機能を有する組織を設置しており、定期的に自己点検・評価を実施している。

その結果を報告書としてまとめ広く世間に公表しているが、今後は IR 部門を強化して全学的な情報の一元化と分析結果の共有を図ることで、PDCA サイクルをより一層機能させ、教育改善につなげていく。

また、本学では、固有の使命・目的を達成すべく、中期計画を策定し、その達成に向けて具体的方策に取り組むとともに、ポリシーの見直しや国際交流・社会貢献・地域連携の伸展など、大学運営の改善に努めている。

以上のことから、基準 6 は満たしていると判断する。